

国民年金コーナー

過去10年分まで 国民年金保険料が納められます

国民年金保険料を納めていない期間などがある場合、将来受け取れる年金額が少なくなったり、年金そのものが受給できないことがあります(保険料納付や免除などの期間の合計が25年未満の場合)。

このような事態を避けるために、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年間から10年に延長となる「後納制度」が利用できます。

◇手続き

後納保険料を納付するには、事前に申請をして、審査をさせていただくことになります。

※後納制度を利用できる方には「承認通知書」と「後納納付書」が送付されますが、審査の結果、後納制度での納付を利用できない場合があります。

◇申込先

「国民年金後納保険料納付申込書」に必要事項を記載して、お近くの年金事務所にお申し込みください。郵送でのお申し込みも可能ですが、基礎年金番号などにお間違いがないか年金手帳などで再度ご確認くださいませようお願いします。

◎お申し込みはお早めに

後納保険料は平成27年9月30日を過ぎて納めることはできません。またお申し込みから審査結果が送付されるまでに、審査の内容によっては時間がかかる場合がありますので、お早めにお申し込みください。

●郡山年金事務所 ☎024-932-3434
●町民生活課 ☎72-6933

この時期は子供が夏休みに入り、外出する機会が多くなります。また夏季特有の暑さや行楽などによる疲労、開放感によるスピードの出し過ぎなどの悪質・危険な運転が増加し、交通事故が多発する傾向にあります。本運動は、このような情勢を踏まえ、県民一人一人の交通安全意識を高め、交通ルールの遵守・交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止を図ることを目的としています。

子供と高齢者を守るため、交通安全にご協力願います。
金融犯罪被害防止出前講座のご案内
福島財務事務所では、地域の各種団体の会合などにお伺いし「なりすまし詐欺」などの金融犯罪被害に遭わないための出前講座を行っています。
講演料は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

10月1日から7日までは「公証週間」です
遺産相続、任意後見契約、金銭貸借、不動産貸借、離婚に際しての慰謝料、養育費などの問題は、後々にもめごとを引き起こしがちです。
相談
10月1日から7日までは「公証週間」です
福島財務事務所理財課 ☎024-5335-10303

す。そんなとき遺言や当事者間の取り決めを公正証書にしておけば、トラブルを防止し、権利や財産を守ることがができます。
相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。
●郡山公証人合同役場 ☎024-922-5888

金問題はさまざまな方法で解決できます。お気軽にご相談ください。
【福島財務事務所理財課多重債務相談窓口】
◇受付時間：平日午前8時30分から正午まで、平日午後1時から午後4時30分まで
◇電話番号：☎024-533-10064
●福島財務事務所理財課 ☎024-5335-10303